

## ECO-TOP プログラム認定審査基準の改正【案】(新旧対象表)

改正案	現行
<p>第1条 及び第2条 (現行のとおり)</p> <p>第3条 教育課程の設定</p> <p>(1) ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広いカリキュラムを体系的に履修することとする。カリキュラム設定に当たっては、主に動植物、生態系等、自然環境に関連し、かつ、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野にまたがるよう、学際的かつ総合的に科目を設定することとする。</p> <p>各分野の中心となる科目は次のような科目とする。</p> <p>自然科学 : 生物学・生態学、農学・林学・造園学、地理学・地学・地図学</p> <p>社会科学 : 環境法制度、環境経済学・環境経営学、環境政策、地域環境学・景観論・自然ツーリズム学</p> <p>人文科学 : 環境倫理、コミュニケーション学、環境教育</p> <p>ECO-TOP 総合科目 : カリキュラムの導入科目</p> <p>(2) 共通する必修科目は、カリキュラムの導入科目とし、その他の必修科目については申請された教育課程の特徴を鑑み、設定することとする。</p> <p>(3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムの導入科目は、環境分野の現在の課題と自然環境との関わりについての概論的な科目とすることとする。</p> <p>(4) 申請する大学は、ECO-TOP プログラムの必修科目として、カリキュラムの総合的な知識が履修生に身につけているかを評価するための科目(カリキュラム最終科目)又は安全管理・救急救命に関する科目を設定することができる。</p> <p>(5) ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広い知識に基づいて、課題を見出し、解決する主体性と行動力を身に付けるものとする。そのため、現場の課題に基づき解決する演習型学習(プロジェクト・ベースト・ラーニン</p>	<p>第1条 及び第2条 (現行のとおり)</p> <p>第3条 教育課程の設定</p> <p>(1) ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広いカリキュラムを体系的に履修することとする。カリキュラム設定に当たっては、主に動植物、生態系等、自然環境に関連し、かつ、自然科学、社会科学及び人文科学の各分野にまたがるよう、学際的かつ総合的に科目を設定することとする。</p> <p>各分野の中心となる科目は次のような科目とする。</p> <p>自然科学 : 生物学・生態学、農学・林学・造園学、地理学・地学・地図学</p> <p>社会科学 : 環境法制度、環境経済学・環境経営学、環境政策、地域環境学・景観論・自然ツーリズム学</p> <p>人文科学 : 環境倫理、コミュニケーション学、環境教育</p> <p>ECO-TOP 総合科目 : カリキュラムの導入科目</p> <p>(2) 共通する必修科目は、カリキュラムの導入科目とし、その他の必修科目については申請された教育課程の特徴を鑑み、設定することとする。</p> <p>(3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムの導入科目は、環境分野の現在の課題と自然環境との関わりについての概論的な科目とすることとする。</p> <p>(4) 申請する大学は、ECO-TOP プログラムの必修科目として、カリキュラムの総合的な知識が履修生に身につけているかを評価するための科目(カリキュラム最終科目)又は安全管理・救急救命に関する科目を設定することができる。</p> <p>(5) ECO-TOP プログラムは、自然環境に関連する幅広い知識に基づいて、課題を見出し、解決する主体性と行動力を身に付けるものとする。そのため、現場の課題に基づき解決する演習型学習(プロジェクト・ベースト・ラーニン</p>

グ)を重視することとする。

(6) ECO-TOP プログラムでは、現場感覚を身に付けた人材を育成するため、自然環境に関わるインターンシップを実施することとする。実施に際しては、企業、行政及び NPO それぞれ個別の実施、あるいは複数の主体による共同での実施も可とする。

(7) ECO-TOP プログラムのインターンシップは、インターンシップ修了後に履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等事後の検討を実施することとする。

#### 第4条 教育の量

(1) ECO-TOP プログラムは2年間に相当する学習・教育で構成され、29単位以上を取得し、学士以上の学位を得た者を修了生とする。

(2) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、必修科目と選択科目とから構成される中から27単位以上を設定することとする。

(3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定することとする。ただし、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定できない場合でも、「人材育成の理念」を踏まえて総合的に判断し、認定できることとする。

(4) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、実習・演習型の科目を6単位以上設定することとする。

(5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位として設定することとする。

(6) インターンシップは、2単位以上を設定することとする。

#### 第5条 (現行のとおり)

#### 第6条 (現行のとおり)

グ)を重視することとする。

(6) ECO-TOP プログラムでは、現場感覚を身に付けた人材を育成するため、企業、行政及び NPO の三者全てに関わるインターンシップを実施することとする。実施に際しては、企業、行政及び NPO それぞれ個別の実施、あるいは複数の主体による共同での実施も可とする。

(7) ECO-TOP プログラムのインターンシップは、インターンシップ修了後に履修生によるインターンシップの報告、ディスカッション等事後の検討を実施することとする。

#### 第4条 教育の量

(1) ECO-TOP プログラムは2年間に相当する学習・教育で構成され、31単位以上を取得し、学士以上の学位を得た者を修了生とする。

(2) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、必修科目と選択科目とから構成される中から27単位以上を設定することとする。

(3) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、自然科学、社会科学、人文科学の三つの分野において、一つの分野につき6単位以上を設定することとする。

(4) ECO-TOP プログラムのカリキュラムは、実習・演習型の科目を6単位以上設定することとする。

(5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位として設定することとする。

(6) インターンシップは、4単位以上を設定することとする。

#### 第5条 (現行のとおり)

#### 第6条 (現行のとおり)

第7条（現行のとおり）

第8条（現行のとおり）

第9条（現行のとおり）

附 則

この審査基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年12月25日から施行し、この審査基準の施行後に  
都が認定又は承認する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査に適用する。

附 則

この審査基準は、令和2年 月 日から施行し、この審査基準の施行後に都が  
認定又は承認する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査に適用する。

第7条（現行のとおり）

第8条（現行のとおり）

第9条（現行のとおり）

附 則

この審査基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成30年12月25日から施行し、この審査基準の施行後に  
都が認定又は承認する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査に適用する。